

令和4年度第2回石狩市自治基本条例懇話会 議事録

日 時 令和4年7月26日（火） 18時00分～20時00分

場 所 市役所本庁舎4階 401・402会議室

出席者 佐藤克廣会長、竹口尊副会長、渡邊教円委員、渡邊隆之委員、今野博之委員、加藤英紀委員
羽田美智代委員、久保田貴浩委員、嶋田拓馬委員（出席委員9名）

事務局 企画経済部長 小鷹雅晴、企画課長 宇野博徳、企画課主査 幸田孝仁、企画課主査 芳賀武士、
企画課主事 後藤大貴

傍聴者 2名

=====

【佐藤会長】

皆さん、本日は時節柄お忙しいところありがとうございます。本日は新型コロナ感染予防対策といたしまして、広い会議室で会議を行ってまいります。分かりづらいところは、ぜひ途中でも、今、何と聞いていただければと思います。それでは、ただいまより「第2回石狩市自治基本条例懇話会」を開催いたします。欠席の委員はございません。本日も20時を目途に終了したいと思います。それでは早速、次第に沿って、進めてまいります。まず、報告でございます。第1回の懇話会を振り返るということでございまして、事務局より報告をよろしく申し上げます。

【事務局（芳賀主査）】

事務局の芳賀と申します。私から、第1回懇話会において出されたワークショップについての主な意見についてご報告いたします。まず、ワークショップについての意見がありました。開催に賛成であり、参加したいと考えている人がいるので開催して欲しい。人数は前回参加17名より多く、年代的に均等になるような参加者が望ましいという意見をいただきました。また、申込方法について、QRコードを利用したり、SNSを用いての情報発信等、若い方向けの工夫が出来たら良いと考えているとの意見をいただきました。

次に、日本語の理解等の問題をクリア出来た場合には、外国人をワークショップに参加させたほうが、より多様性のある意見が出るのではないかとのご意見をいただきました。

次に、ワークショップへのリモート参加や、会場に来ていただく方法とリモートで参加する方法を選択することが出来るようなハイブリッド開催等、市民の方々が参加しやすい方法を検討して欲しいというご意見をいただきました。

次に、ワークショップに参加していただく方は、組織の代表者、協働づくりに関係している団体の方、町内会の方、商店街の方等、多様な方々の参加を希望しているとのご意見がありました。以上、ご報告いたします。

【佐藤会長】

ありがとうございました。ただいま事務局より、第1回懇話会でのワークショップについて、皆様方から頂いたご意見をご紹介いただきました。この件につきましてはこのあと、「次第 3議題」で議論していただきたいと思いますので、今、何かすぐに説明してほしいということであれば、ご意見を

お伺いしたいと思いますが、よろしければまた議題のほうで、取り上げたいと思います。それでは、次に事務局より、前回、懇話会を傍聴された方から意見が出ているようですので、それについての報告があるようです。よろしくお願いいたします。

【事務局（芳賀主査）】

第1回懇話会の傍聴者より、「意見」が出されておりますので、ご報告いたします。「市の自己評価・現状把握の根拠となる実績等のデータが提供されないと、それが十分かどうか判断できない」との意見や「審議委員のなり手不足やパブリックコメントの意見提出数が少ないこと、意見反映されたことが見えないこと、大きな政策判断など市民参加制度にとられるべき案件のチェックがなされていないことなどは課題であり、住民主体のまちづくりや市民参加制度にかかわる人をどう増やすか問題提起されなければ実のある議論にならないと感じる。条例改正の見直しの議論が闊達にされることを期待している」とのご感想とご意見をいただいております。

さらに「ワークショップの基調講演は自治基本条例のレクチャーをするべきであり、ファシリテーターは、市職員がやるべき」とのご意見がありました。私からは以上です。

【佐藤会長】

ありがとうございます。ただいま事務局より傍聴者からの意見の報告がございました。この件について、皆さまから何か感想やコメントがあれば、承りたいと思います。なお、おそらくこの意見の意図として、一つは、活発な様々な市民参加などが進められていくべきであるということと、さらにその市民参加のまちづくりに関わる人をどう増やすかということを考えていかなければいけない、ということだろうと思います。そして、この条例の改正に関して、議論が闊達に行われるように期待している、とここまでは感想かと思います。一方で「基調講演は、自治基本条例についてのレクチャーをするべきで、ファシリテーターは市職員がやるべき」という意見がございました。何か、皆さんからご意見、感想、コメントがあれば、お伺いしたいのですがいかがですか。

【羽田委員】

ファシリテーターはむしろ市の職員じゃない方がいいんじゃないかと思います。もうちょっと客観的な立場の人でやった方がいいと思います。条例の改正案のことをおっしゃっていますが、具体的にどの条文をどういうふうにしろという提言はないですか。

【佐藤会長】

ありがとうございます。具体的にはないです。前回、私もファシリテーターは、公平な立場というか市役所職員でない方が、うまくいくのではないかということも申し上げたのですが、今も羽田委員から、そのような意見がございました。これについて、他にどなたかご意見ある方がいらっしゃればいただきたいのですが、いかがでしょうか。

<「特になし」の声>

【佐藤会長】

それでは、当懇話会としては、傍聴者からはそのようなご意見がありましたけれども、ファシリテーターは市職員がやるよりも専門の方にお任せした方が、公平な意見交換、また、参加する方のプレッシャーも少ないだろうというふうに考えますので、そのようにしてまいりたいと思います。

基調講演についてはこのあと「議題」の方で出てまいりますので、基本的には自治基本条例のレクチャーをすることになりますので、これは傍聴者のご意見をそのまま承ることになると思います。いずれにしても、「議題（２）ワークショップ」のところで、もう少し具体的にお話が出てまいります。そのような方向でいきたいと思います。もし、これでよければ、この報告の第１回懇話会ふりかえりと傍聴者の意見については、ここまでといたしまして次の「議題」に移ってまいりたいのですが、いかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

それでは、「次第 ３議題」に入ってまいります。まずは、「（１）自治基本条例の見直し」についてでございます。今回、事務局から配付しました資料 7 と資料 7 の 1、さらに、自治基本条例の解説が、資料 4 となります。これらも参考にしながら、議論を進めたいと思います。それでは、事務局から、1 章ずつ条文について説明をいただきまして皆さんからお意見を頂戴したいと思います。

【事務局（芳賀主査）】

私から、お手元の資料に基づきまして説明させていただきます。

今回新たに事前に送付しました資料 7 の条文記載資料と、資料 7 - 1 の前文が記載してある資料と、第 1 回懇話会前に送付した資料 4 自治基本条例解説と、本日配布した参考資料を説明時にお示しするのでご覧ください。

資料 7 を今回新たに送付した理由につきましては、一部資料に修正がありましたので修正し、今回全条の議論は難しいと思われますので、5 章まで送付しております。

まずは、前文についてです。資料 7 の 1 と資料 4 は 1 ページをご覧ください。

前文は、条例制定の背景となっている認識や考え方などをわかりやすく伝え、条例解釈の指針となっているものであります。4 つの段落で構成されており、本市の特徴や、目指すべきまちづくりの目標、理念、本条例を制定する動機を示しております。以上です。

【佐藤会長】

前回資料では前文は付いてなかったですが前文も条例の一部でございますので前文についても、もしかしら変更というご意見が出るかもしれないので今日は提示していただきました。前回配られた資料 4 の方には、前文も書いております。この前文につきまして、何かここを変えた方がいいじゃないとか、ここはどういうことかといったようなことがございましたら、ご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

<「特になし」の声>

【佐藤会長】

特にございませんか。このままでよろしいということであれば、前文はこのままということを進めさせていただきますと思います。ありがとうございます。続きまして第1章総則でございます。これも最初に事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局（芳賀主査）】

資料7は1ページ、資料4は2ページからご覧ください。第1章の総則については、用語の定義やまちづくりの基本原則など、条例の根幹部分を定めている部分です。第1条は目的について記載しております。地域を構成する市民、団体、企業、行政などの各主体が、互いに役割と責任を分担し、協力しながら地域の公共的課題を解決していく必要があり、そのためには共通の目標を設定した上で、それを達成するために必要な協力の枠組みと、各主体の役割や責任を明確にする必要があります。また、今後もまちづくりの中で大きな役割を担う市の機関の活動原則を定めることにより、市民が自ら担うまちづくりを実現しようとするものであります。

第2条は定義について記載しており、本条例における市民とは、住民のほか、市外から市内に通勤、通学等する人や市内で活動する法人、団体など市内で継続的に活動する主体を広く指すこととしております。

第3条は条例の位置付けについて記載しており、本市のまちづくりに関する最上位の条例として位置付けることを明らかにしています。

第4条はまちづくりの基本原則について記載しており、資料4の解説5ページにも記載がありますが、このまちで暮らし、活動するあらゆる主体が主役となり、市や市民同士が協働するなどして、まちづくりの取組を展開する必要があるため、まちづくりの第一の基本原則を「協働」としました。

平成29年度の懇話会で出された意見としましては、本条例はまちの憲法であり、目的定義・条例の位置付けについての条文であるこの部分の見直しは簡単に行うべきではないとの意見や、条例解説の記載について意見をいただき、修正をしております。以上でございます。

【佐藤会長】

ありがとうございました。先ほど言い忘れましたが、条文の内容ももちろん検討していくわけですが、その他の資料4解説につきましても、もしこの表現は変えた方がいいのでは、というようなところがございましたらご指摘をいただくと解説を含めたところで、よりわかりやすい、また市民の皆さんに納得してもらいやすいものになるのではないかと思いますので、その点も含めまして、ご意見をいただければと思います。第1章第1条から第4条でございますが、何かご意見ございますか。

【嶋田委員】

第1章第2条の定義の（1）住民の部分ですが、「石狩市に居住する個人及び石狩市に主たる事務所を置く法人」という記載がございますが、まずこの「主たる」というのは、「本社」ですか？ここを起点として活動している法人といいますか、そういったものを指しているのかどうなのかというところが

一点と、例えば、石狩湾新港ですとか、私の会社もそうなんですけれども、本社は別にありまして、主たる場所としては異なるという定義になると思うのですが、そういったことを考えますと、そういった会社さんが非常に多い地域でもあると考えますので、この「主たる」事務所というところの書き方の検討が必要なのかなとは思ったのですが、いかがでしょうか

【佐藤会長】

記憶に頼ってお答えするのですが、住民のいわば定義は、民法第22条23条あたりに「住所」の規定がありまして、基本的には、各人の生活の本拠をその者の住所とするとあります。法人等については、会社法第4条では、「会社の住所は、その本店の所在地にあるものとする」とあります。また、いわゆる一般社団法人・一般財団法人について定めた法人法（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」）第4条では、「主たる事務所」の所在地に住所がある、という書き方がしてあるんですね。これらを受けて、地方自治法では住民というのは、住所を有する者と書いてあります。この場合の「者」というのは、法人も含んでいるとされます。恐らくそれを、そのまま「住民」というところに持ってきたのではと思います。微妙なんですけど、一方で「市民」を第2号で定義していて、「次のいずれかに該当するものをいう。」と書いておりますね。その中の（ウ）のところ「石狩市内で営業し、又は活動する法人又は団体」とございまして、「住民」とするには主たる事務所を置く法人なんですけど、「市民」の中には、（ア）「住民」と（イ）「就業、就学その他の継続的な活動を行う者」、（ウ）として嶋田委員がご指摘された「石狩市内で営業し、又は活動する法人又は団体」ということで書いてございますので、おそらく大丈夫であろうと。

【嶋田委員】

住みわけがされている？

【佐藤会長】

住みわけがされているというか、「市民」が中心になって、「住民」と分ける場合が若干あるので定義がされているんですけども、大方は市民が参加したり、市民が提言を述べたりする作りになっているかと思うので、このあと条文が進んでいきまして、足りない部分がありましたらご指摘いただきたいと思うんですけども、「市民」となりますと、今、嶋田委員がおっしゃったような団体も範囲に含まれると考えていただいているのではないかと思います。そのような作りになっています。

【竹口副会長】

「主たる事務所を置く法人」というのをわかりやすく、「石狩市に事業所を置く法人」という、簡単な誰にでもわかるような文言にした方がかえってややこしくないんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

【事務局（小鷹部長）】

私もだいぶ前の記憶なんですけども、「主たる事務所」の逆の言葉を考えると、「従たる事務所」なんです。今、佐藤会長が言われたような、石狩市で働く人たちはそもそも市民としての位置づけで入って

るんです。事務所をどう見ようかというときに、「従たる事務所」ではなく「主たる事務所」という定義づけの、カテゴリー分けをしてあるだけで、市内で活動している方々は基本的には入っています。

【竹口副会長】

入っているんですよね。だから、今言ったように「主たる」「従たる」と言ったら「従」が市外と誤解されたら困るかなと。

【事務局（小鷹部長）】

それは佐藤会長が言われた、文章上の定義の位置づけを、こういう形にしているだけであって、石狩市で活動されている皆様は「市民」です。

【竹口副会長】

背景が分かればいいけれど、一般的に、この文章を読んだ場合、「主たる」という表現がある場合、こちらは本拠地だと思っても、本社が「従たる事務所」と誤解されたらいけないと思って。

【事務局（小鷹部長）】

拠点の置き方で本社だとか支社だとかという考えでもまたないんです。活動の拠点が「主たる」か「従たるか」という考え方です。

【竹口副会長】

従業員が主たる活動をしているかどうかと、捉えられればいいんですけど、文章だけ読むと「主たる事業所」となっているから。

【嶋田委員】

一般の方がわかりづらいという。

【事務局（小鷹部長）】

それはあるかもしれないですね。

【竹口副会長】

人を中心に考えれば対象ということですね。

【事務局（小鷹部長）】

人もそうなんですが、個人と法人とでまず分けているんですね、この考え方は。個人に関しては、働いている人や住んでいる人たちが「市民」の対象になると。人的にはどこでどういう風に働いていても、それは「市民」という定義づけで、居住している人を「住民」と定義しています。事業所については市内で活動・営業している法人を「市民」としてそのうち、「従たる」ではなく「主たる」の方を「住民」と定義しましょうと。

【竹口副会長】

はい、わかりました。あんまり、枝葉末節なことを言ってあれですが。

【事務局（小鷹部長）】

当時そのあたりも確か議論されて、教科書みたいなものももちろんございまして、先ほど言った反対語で、「従たる」か「主たる」かというので「主たる」にしているということなんです。

【佐藤会長】

これは民法とか会社法とかの、一般的には本社と言われているところがあるのは、そこに税金払ったりいろいろあると思うんですね。それとそうでないところを区別するのが民法上、あるいは会社法上のおそらく立て付けになっているので、それをここにも持ってきたということだと思っんですね。ただ、「市民」と「住民」を、どう使い分けをしているのか、というのが一つ問題になるわけですね。第2条第2号「市民」ア、イ、ウとありまして、一方でわざわざ「住民」と。自治基本条例の中であえてこういう風に分けている条例と、全く分けなくて「市民とは」と書いている条例と、2通りあるんですね。石狩市の条例は分けてあります。じゃあどうなのかというと、要するに条文の中に「市民」と書いてあるものと「住民」と書いてあるものが分かれて出てくるわけですね。そこで分けています。例えば今日は資料はないんですけど、資料4で言いますと、17ページ「住民投票」というのがあります。あるいはその上、「住民は、」というふうにありまして、ここは「市民は、」ではないんですね。それを分けているわけです。そこまで行ってから議論したいと思います。

いずれこの、「住民」としてのところと「市民」としてのところに分かれてくる。住民投票が本当に団体を含むのかという微妙なところでもありますけれども、何らかの形で「住民」と「市民」を条例の立て付け上、分けざるを得ないということに分けているということですね。「住民」というのを人だけにするのか、それとも法人も入れるのかということになってきますと、法人を入れるとなると、いわゆる地方自治法や民法上などの「本社」あるいは「主たる事務所」を置く法人ということになる、こういう立て付けではないかと思っと思います。ですので、市民にわかりにくい、というのはおそらくその通りだと思います。そうなりますと、むしろ解説、資料4の3ページには、『住民』とは、地方自治法でいう住民と同じく、市内に住民登録がある人及び市内に主たる事務所を置く法人をいいます。』となっていて、さらっと書いてあります。そこをもう少し増やすということは考えられますね。「市民とは」のところでも『住民』のほか、市外から市内に通勤、通学等する人や市内で活動する法人・団体など、市内で継続的に活動する主体を広く指すこととしています。』ということでもございます。2号の解説と両方合わせて読んでいただければ大体わかるんじゃないかと思っと思いますが、ただ嶋田委員、竹口副会長がおっしゃるように、わかりにくいというふうに言われると、そうかもしれないな、と思っと思いますので解説の説明をもうちょっと増やすということにははいかがでしょうか。条文は法律上なかなか変えられない可能性が高いと思っと思います。

【羽田委員】

制定の時に「市民」と「住民」の議論は確かにあったんですね。「市民」という意見でやっていると

整合性の合わないところがあって、「住民」と「市民」で分けることで納得したんです。その辺の解説をきちんと、特徴的な、逆に言うと「市民」と「住民」と書き込んでいますから、見えるように書き込むしかないのかな、と私は思っています。一つにしたりすると、前文が変わるんじゃないかという感じがします。

【加藤委員】

確か、制定したときに、「市民」と「住民」の議論があって、「市民」は、今はっきりしてるのはコストコなど札幌から買いに来るお客さんいますよね。そういった人はどうするのか、という話。あの当時はコストコは無かったですけども。海水浴でもキャンプ場でもなんでもそうなんですけど。そういった外部から観光で来られた方をどういう風に取り込むかということで位置づけを変えたんですよね。「市民」と「住民」と。だから、これは具体的にああいうコストコみたいなものができたのならと解説の部分で、はっきり解釈として出さなきゃならないのかなと。大部分が札幌の人ですよ。

【佐藤会長】

働いている人という意味ですか？

【加藤委員】

お客さんですね。それがどこまで入るか、はっきりしておかないと。

【佐藤会長】

お客さんですか。

【事務局（小鷹部長）】

当時は海水浴の方だとか観光の方は「市民」「住民」の定義には入れなかったんですよ。

【加藤委員】

ただそこに集まってくると事業所とか、そういったところは、入ってくるんでよね？

【事務局（小鷹部長）】

そうですね。事業所と働いている方は入っている。

【加藤委員】

そのこの接点をはっきり線引きしておかないと。どうなのかなという気がします。

【佐藤会長】

その辺も解説で。ただいまの加藤委員のご意見はお客様も「市民」に含めるべきだという意見なのか、単なるお客さんは「市民」ではないだろうという意見、どちらでしょうか。

【加藤委員】

それは事業所の方で、含めた方がいいのかなと。

【佐藤会長】

事業所といういろいろな会社、事務所ということになりますよね。一方で、従業員は、第2号（イ）で「市民」に入るわけですね。さすがにお客さんは難しいのかなと思います。逆に、札幌とかどこからでもいいですけどもお客さんが来てくれるようなまちづくりという観点になるのではないかなと。

【加藤委員】

ただ、お客さんからの要望みたいなものもありますよね。それをどうやって取り込むか。やっぱり事業所を通しての話だと思いますので、事業所の方でその辺を含めて入れればいいのかと。

【佐藤会長】

外から石狩市に来てくれるお客さんの話もいろいろ取り込んで、市のまちづくりに役立てたいと、こういうことをございますね。それは、いろいろな要望が事業所あるいは普通の市民の皆さんにも寄せられるかもしれません。そういう声は、むしろ間接的ではありますが、ここに定義する「市民」の皆さんからどんどん出していただくという形がよいのではないのでしょうか。3ページの「市民とは」というところの解説は、少し抽象的でありますので、もう少し分かりやすいように、書き換えた方がいいのかもしれません。「市民」以外の方の意見も、「市民」の皆さんが耳にしたら、市役所などに意見を出してもらうということなども、文言は今すぐは浮かびませんが、解説の方で書いていただければいいのではないかと思いますので、いかがでしょうか。加藤委員よろしゅうございますか。

【加藤委員】

はい。

【竹口副会長】

確かに観光客とか来客は流動人口としては捉えられるけれども、「住民」「市民」としては、捉えるべきではないですね。

【佐藤会長】

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。3条、4条についても、2条の他の部分でも何かございませんでしょうか。

<「特になし」の声>

【佐藤会長】

それでは、今、2条の定義についてのご意見をいただきまして、解説の方は、皆さんからご指摘いた

だいたような形で、バージョンアップをしていく方向で検討していくということにしたいと思います。ではどのように解説をしたらよいかということについては、次回以降のところ、案文を考えまして、ご提示をしまして、さらにご意見をいただいく、というような形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。第1章についてはこの程度にいたしまして、もちろん後から戻っても構いませんが、第2章「市民」、第5条から第6条についてです。これも一通り事務局から説明をお願いしたいと思います。

【事務局（芳賀主査）】

第2章 市民についてです。資料7は2ページ、資料4は5ページからご覧ください。条例第5条は市民の権利、第6条においては市民の責務について規定しています。市民はまちづくりの主体で、他からの干渉や強制を受けず、自らの意思によって、まちづくりに関する活動を行い、行政活動に意見や提案をすることができること、どのような形で参加するかは、年齢、障がいの有無、個人や団体の別などの属性によって様々なパターンがあり得ますが、「まちづくりの主体」としての市民はみな平等であり、属性による不合理な差別や、取扱いをされることはないことを明らかにしています。主な取組事例としては、広報いしかりやホームページを使った情報の提供や情報公開制度や、宣言の実施を行っております。

参考資料として、お手元に「暮らしサポートブック」をお配りしております。お開きいただき3ページに本市の石狩市民憲章、スポーツ健康都市宣言、平和都市宣言が掲載されております。平和都市宣言を行っている本市においては、市民が平和に暮らす環境を整えていることも健全なまちをつくるための基本的な条件であると考えております。

市の自己評価・現状把握については、市政やまちづくりに関して、広報やホームページを基本とし、様々な情報媒体を使用して情報を発信していますが、どのように必要な情報を届けるかが課題となっております。平成29年度懇話会では、第6条の責務を役割にした方がいいという意見が出ましたが、変更は必要ないということでまとまっております。以上です。

【佐藤会長】

ありがとうございました。第2章第5条、第6条でございますが、解説も含めまして何かご意見ございましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

【久保田委員】

事務局の説明で、市民の「属性により差別されることなく」という表現があったと思うんですが、私が見落としているかもしれませんが、その辺りの内容、解説にはそのような表現はありますか？

【事務局（芳賀主査）】

解説の6ページ、上から9行目ほどに「個人や団体の別などの属性によって」というような表現があります。

【久保田委員】 解説にそれが記載されていることが重要なことなので。

【佐藤会長】

よろしゅうございますか。ほかに何かございますでしょうか。ここを今見たら「年齢、障害の有無、個人の団体の別など」、「など」はあるんですけど今、言われている男性女性の別とか、そういうのが入っていないんですけど、「など」となっていますし「属性による不合理な差別や取り扱いをされることはない」ということを明記しておりますので、そこは平等に、ということの内容を説明しているところですけども、性別は入れなくてもかまわないですかね。羽田委員いかがでしょうか。

【羽田委員】

「属性」という言葉、あの時代と違って、もうちょっと具体的に解説の中で、書いてもいいのかなと思っはいるんですよ。昨今、制定したときに比べると、「男女」ということがなくなっていますよね。見た目は男性っぽく見えても違うという場合もたくさんありますし、逆の場合もありますし、「属性」という言い方一つでいいのかなと思ったりもしたり。

【事務局（小鷹部長）】

ご参考までに前回5年前の時も、LGBTの話があった中では、性的マイノリティやジェンダーフリーの話があって、逆に考えると書かない方がいいというもの、一つの手ではないかと。今は男女の分けなくと書くと、「男女の分けだけなのか」ともなるし今の時代となってくると、今羽田委員が言われたような形を、ある意味明確にするのか、多様性みたいな形で書くという方法はあるんですよ。

【渡邊教円委員】

何かに属してなきやいけないっていうイメージになってしまいますよね、「属性」という言葉は。「男なのか女なのか、どちらに属しているのか」と。そういう観点で見ると、どうなんだろうということは、思いますよね。

【久保田委員】

LGBTQで言うと「男女」という表現はできないので、だから、性差とかそういう表現になってくるかと思うんですけど、あえて書かないっていうのは一つ的手段かなと思います。極端なことをいうと今は履歴書に「男女」って書けない時代になってきていますので、第3の性とか、属さない性、自分の性を認識できない方もいらっしゃいますので。

【渡邊隆之委員】

そのままで行ってもらった方がいいと思いますけどね。「性別」というわけにはいかないだろうし。

【羽田委員】

ぴったりする言葉がない。言葉だけかなと思うんですけど。

【佐藤会長】

「属性」という言葉がちょっと分かりにくい、あるいはふさわしくないと。

【羽田委員】

もうちょっと包括できるような言葉があれば。

【久保田委員】

例えば、「属性による不合理な差別や取り扱い」という前の、「属性」の前、例えば「多様性を尊重し、属性による不合理な」というようなことを書けば少しオブラートに包んだような言い方が。「市民はみな平等であって、多様性を尊重し、属性による不合理な差別や取り扱いをされることはない」というふうにすれば、ある程度国籍だとか、肌の色だとかいうものも全部包括されていくんじゃないでしょうか。

【佐藤会長】

なるほど。一つ目の「個人や団体の別などの属性によってさまざまなパターンがあり得る」の「属性」はそのままいいと。それから「市民はみな平等であって」のあとに「多様性を尊重し」という文言を付け加えるということですね。いかがでしょうか。

【渡邊教円委員】

無くてもいい気がするんですけどね、「属性」自体が。そのまま「市民は皆平等であって、不合理な差別や取り扱いをされない」というようにさらっと。という気はしました。

【今野委員】

同感です。

【佐藤会長】

ありがとうございます。具体的に言いますと「年齢、障がいの有無、個人や団体の別などさまざまなパターンが」のように「属性」を取ってしまう。それから「平等であって多様性を尊重し、不合理な差別や取り扱いを」と、これも「属性」をとってしまう。一つの案としてはこれで「属性」が消えるということになるんですが、果たしてそれが、皆様のご意向に沿っているのかどうか。

それかもっと大胆に「この場合にどのような形で参加するかは」から「属性によって」までを全部取ってしまって、「さまざまなパターンがあり得ますが」として行って、「属性による」も取って「多様性を尊重し不合理な差別や取り扱いをされることはないということを明らかにしています。」というふうにする考え方も考えられます。

今すぐにどっちという判断は難しいかもしれませんね。おおむね今くらいの、二つの変更案が考えられるかと思いますが、そのほかに何か、ございますか。二つの書き方のどちらがいいか決めるのは、今でなくても大丈夫です。

【事務局（宇野課長）】

実際に作ってみて、文字にしたものを読んだ方が、イメージがつくかもしれませんね。

【佐藤会長】

そうですね、宿題にさせていただくということでよろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

ありがとうございます。ほかの部分ではいかがでしょうか。第6条及びその解説について特にないと思われましたら、続きまして第3章に行きたいと思えます。では第3章「議会及び議員について」第7条から第9条です。これも事務局から解説をお願いします。

【事務局（芳賀主査）】

第3章 議会及び議員についてです。資料7は3ページ、資料4は7ページからご覧ください。条例第7条、第8条、第9条においては、議会・議員の役割及び責務や議会事務局について規定しており、石狩市の意思決定機関として、市民の意思の把握や、市民への積極的な情報提供など、市議会の果たすべき役割と責務について定められています。地方分権改革の進展に伴い、議会の役割や責務も増大し、議事機関として、公平かつ公正な議論を尽くして意思決定を行うことはもとより、政策立案・監視能力の向上や、主権者である市民への説明手法の多様化など、より一層、議会機能を充実強化していくことが求められています。

主な取組事例としては、本会議のYoutube 配信や、議会のペーパーレス化、タブレット端末の導入などの議会改革にも取り組んでおります。

市の自己評価・現状把握については自治基本条例と本市での取組について、矛盾がないと考えているところであり、平成29年度懇話会で出された意見としても、議会基本条例との整合性については、矛盾がないものと確認されたところでもあります。以上です。

【佐藤会長】

ありがとうございました。それでは第3章議会です。これについて何か気が付いたところはございませんでしょうか。

<「特になし」の声>

【佐藤会長】 よろしいですか。特になければ第3章は、条文、解説とも今のところ変更の必要はなし、ということで参りたいと思えます。続きまして、第4章「執行機関及び職員」でございます。これも事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（芳賀主査）】

第4章 執行機関及び職員についてです。資料7は4ページ、資料4は9ページからご覧ください。

条例第 10 条においては市長の責務について規定しております。市長は、住民の直接選挙によって選ばれた石狩市の統轄代表者として、住民の信託に応えるとともに、この条例に立脚したまちづくりが進められるよう、リーダーシップを発揮することを求められています。

条例第 11 条においては執行機関の責務について、条例第 12 条においては市職員の責務について規定しています。

主な取組事例としましては、市では、全国に先駆けて平成 14 年度に「市民の声を活かす条例」を施行し、審議会やパブリックコメント手続、ワークショップ等より、多くの市民が行政活動に参加しています。このほかにも、各連合町内会と、地域に根ざしたまちづくりの活動や課題等を語り合う「自治懇話会」を開催するなど、様々な形で市民の声を把握し、市政に活かすよう取り組んでいます。

また、教育委員会と市民ボランティアが協働でつくる新しい学びの場「いしかり市民カレッジ」において、連携講座になっている「まちづくり出前講座」では、まちづくりに関することや各種制度などについて、市職員が講師となり、市政に関する情報を分かりやすい形で提供するように努めています。平成 20 年 5 月に、協働に取り組む際の職員の心構えを定めた「石狩市職員地域協働指針」を策定し、毎年周知徹底しています。また新任職員研修等で、自治基本条例や市民の声を活かす条例について学ぶ機会を設けています。

令和 2 年 12 月には、ゼロカーボンシティを目指すことを本市は宣言しており、脱炭素について、市民の皆様、事業者、市が連携し、協働して取組んでいくことが今後より一層重要になっていき、第 10 条にあるとおり、リーダーシップの発揮が求められていくものだと考えます。

参考資料として、市長が令和 3 年度第 1 回市議会定例会において発信している市政執行方針をお示しさせていただきました。本執行方針においても、先程申し上げましたゼロカーボンシティに向けた取組をはじめ、様々な施策について発信しているところでございます。また本市環境課のホームページでは本市の取組を図などを用いてわかりやすい情報提供方法を考慮しているところでございます。

さらに、「宣誓書」というものを参考資料でお示ししております。これは市職員の採用時に誓約しているものであり、文末にあります、「市民との協働に積極的に取り組むとともに、能力の向上と自己研鑽に努めること」を市職員の責務と認識しての誓約であります。

市の自己評価・現状把握としては、市長及び職員の職務遂行については、本条例の趣旨を遵守していると考えており、今後も職員の理解と意識向上を目的に取組を続けていく必要があると考えております。平成 29 年度懇話会で出された意見としては、第 5 章と重複して分かりづらいという意見もありましたが、本章記載分は根本的な原則として再認識したところであります。以上です。

【佐藤会長】

ありがとうございました。第 4 章「執行機関及び職員」のところでございますが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。解説も含めて何かございませんか。

【渡邊教円委員】

「市職員」のところの「全体の奉仕者」とありますが、この時の「全体」というのは「市政全体」という事なのかな。すみません。初めてなもので。

【佐藤会長】

確かに。

【嶋田委員】

具体的に「全体」かがよくわからない。何に対しての「全体」か。

【事務局（小鷹部長）】

これは地方公務員法の定義で、「国全体」なんです。

【佐藤会長】

さかのぼれば、憲法 15 条ですかね。

【事務局（小鷹部長）】

そうですね。ここで「国民全体」というのもおこがましく感じてしまうところがあると思います。

【渡邊教円委員】

「国全体」という意味なんですか？

【事務局（小鷹部長）】

確か。「国民全体の奉仕者」。地方公務員法だと。

【渡邊教円委員】

わかりました。

【渡邊隆之委員】

9 ページの下から 3 行目なんですけど、「市長の持つ重大な責務にかんがみ、市長就任時には、『例えば』と入っているんですけど、「例えば」は要らないのではないですか。言葉尻捕まえて申し訳ないんですけども。所信表明もその一つであると意味で書いてあるんだと思うんですけど、その後ろに「などの」と入っていますから。

【事務局（小鷹部長）】

条文上だと、「就任に当たり」になって、就任に当たりだと、「所信表明演説」で、毎年やるのが、ここにもお配りしている「執行方針」というもので。逆にどうしてこれを「就任に当たりに」したんですかね。

【佐藤会長】

条文が「就任に当たり」。

【事務局（小鷹部長）】

条文が「就任に当たり」なんですけども。

【佐藤会長】

就任する前は「市長」ではないですし、終わってしまえば「市長」ではない。市長でいる間でどこかでやればいいのかというのもそれも変だし、だとしたら「就任」がいいのではないですかね。

【事務局（小鷹部長）】

なるほど。

【佐藤会長】

自治基本条例の意義としては、市長は選挙で選ばれるんですが、もちろん、市民の代表になるわけなんですけれども、その市長でもちゃんと自治基本条例に則って職務を行わなければならない、という縛りというやや大げさではあるんですけども、そういう覚悟で市長になってくださいということを示していると考えればですね、就任に当たって、ちゃんと条例に沿って指針に則って職務を遂行すると。もうちょっと厳しいところで、「宣誓」をするというふうに書いているところもありますけれども。

【渡邊隆之委員】

私が言っているのは、「例えば」という文言のところ。

【佐藤会長】

「例えば所信表明など」というところですね。就任時には、「公の場で、この条例にのっとって職務を遂行することを市民に対して表明すること」としている、ということで必ずしも所信表明でなければならないというわけではないですね。ただ、どうなんでしょう。

【加藤委員】

「例えば」取ってしまったらやらなければならないなくなってしまうのではないかな。

【久保田委員】

「例えば」が取れても「などの」と書いているので限定はされないですよ。

【嶋田委員】

「例えば」と「など」が重複しているのではないかとということですよね。

【久保田委員】

重複した表現ですよ。 「例えば」と「などの」って。

【佐藤会長】

そういう意味ですか。

【久保田委員】

そういう意味で渡邊隆之委員は例えば、「例えば」の3文字を消せばと。

【佐藤会長】

失礼しました。完全に誤解していました。「例えば」だけを取るという話ですか。なるほど、失礼いたしました。「所信表明」を取るのかなと思った。「市長就任時には、所信表明などの公の場で」ということですね。なるほど。

【渡邊隆之委員】

そうです。

【佐藤会長】

いかがでしょうか。

【渡邊教円委員】

いいんじゃないですかね。「などの」があるから。

【佐藤会長】

では、ここは、そのようにしていきますか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

先ほどの、「全体」のところは、解説を見ても「全体の奉仕者であることを公私にわたり自覚し」と書いてあり、「全体」が何の全体かまでは書いてない。

【渡邊教円委員】

それだけを見たらわからない。

【佐藤会長】

ここは難しいですね。ひとつの手としては、先ほど事務局から説明がありました、「地方公務員法の条文を参考」のように載せると。どう書いてあるかすぐ分かりますか？

【事務局（芳賀主査）】

地方公務員法第30条は「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と記載があります。

【佐藤会長】

それだと同じですね。

【嶋田委員】

何の全体かが分かりづらい、ということですね。

【渡邊教円委員】

「市全体」と書いてくれば。

【事務局（芳賀主査）】

「特定の国民に奉仕するのではなく、国民全体の奉仕者として公共の利益の増進に尽くさなければならぬ」という記載があります。

【事務局（小鷹部長）】

それは憲法。

【佐藤会長】

憲法の方。

【事務局（芳賀主査）】

はい。

【竹口副会長】

地方公務員法に基づいてやれば「市全体」になるのでは。

【佐藤会長】

憲法本体が第15条第2項かな。

【久保田委員】

今の芳賀さんの解説によれば、この「全体」というのはあくまでも「特定ではない」という意味での「全体」ということですよ。何の「全体」か、というのは、すごく難しいと思うのですが、「特定」ではないんだと。それを解説に「特定ではなく全体の奉仕」というふうには書けば。

【事務局（小鷹部長）】

「国民全体の奉仕者」と書いた方がいいんですかね。

【佐藤会長】

かえって分かりにくくなってしまいかもしれない。今、久保田委員がおっしゃったように、誰かに偏らないという意味で、特定の人や団体に利益供与まで行かなくてもいろいろな斟酌をするのではなくて、あくまでも「全体の奉仕者」ですよと。これも直すとして、趣旨を参考にして案文を事務局サイドも含めまして考えていただきまして、次回、今の久保田委員の発言なども参考にして、もう少し「全体」をわかるように、あるいは「全体」が難しくても、「全体の奉仕者である」ということがどういうことかというのが分かるような表現を考えて、提示したいと思います。第3回ですね。よろしいでしょうか。ほかに何かいいアイデアありますか。

【羽田委員】

市民から見ると、「全体の奉仕者」と言われると非常に安心感がある、なぜでしょうか。その昔から言われているからかなと思いつつながら。職員が「全体の奉仕者とは」と自分で言われたら考えるけど、市民側から見たら「全体の奉仕者」と言われたら安心する。

【事務局（小鷹部長）】

職員は入ったら必ず宣誓書を読まされる、「全体の奉仕者として」と。

【羽田委員】

難しいですね。

【佐藤会長】

非常にいじわるな言い方をしますと、地方公務員法や憲法に書いてあるのは、「国民全体」という解説がございましたよね。石狩市の職員なんだけど、石狩市のことだけ考えちゃいけないよ、ということもあるかもしれない。それが安心なのかどうかですよ。

【竹口副会長】

市の職員の責務だから市のことだけを考えてもいいのでは。

【佐藤会長】

それが石狩市に与するというか、石狩市の利益だけを尊重するのではなくて、国民全体の利益を尊重するというふうになると、どうかなということもないわけではないですね。

【竹口副会長】

社会人としては、国全体かもしれないけど、「市職員の責務」ということになるのであれば、「市」だけでも。後ろにも「市民の視点に立って」とありますから。あまり大きく「国全体」どうのこうのと、国家公務員ではありませんし。広く捉えなくてもいいのではないのでしょうか。

【佐藤会長】

ありがとうございます。それでは、「全体の奉仕者」とは何か、ということ、分かりやすく書くと

いうよりは、先ほど久保田委員がおっしゃった、反対側から攻めていく方法が、素晴らしいと思います。それに沿って文言を考えてもらおうと思います。よろしいでしょうか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

もし第4章がよろしければ、第5章なんですけれども。時間が若干厳しいかもしれませんが、第5章は二つに分けております。これについて簡単な説明をお願いしたいと思います。

【事務局（芳賀主査）】

第5章 行政運営の原則①についてです。資料7は5ページ、資料4は11ページからご覧ください。条例第13条においては、自治基本条例で定めるまちづくりの基本原則や市民の権利などを具体化するために、市が守らなければならない行政運営の原則を規定しています。第14条においては情報公開について、第15条においては個人情報保護について第16条においては総合計画について、第17条においては行政改革について、第18条においては行政評価について規定しております。

主な取組事例としましては、「市民の声を活かす条例」においては、審議会等の会議の公開や、市民参加手続に関する事項の公表について規定し運用しており、市のHPや情報公開コーナーにより、審議会の議事録や各種資料を公開しています。条例第16条においては平成27年度に策定した「第5期石狩市総合計画」の策定に当たっては、市民や団体と、目指すまちの姿についてワークショップを重ね、多くの市民からいただいた想いが反映されたものになっています。令和3年度に策定した「石狩市行政改革大綱2026」は、今までの市民サービス、組織、仕事の仕方等の再構築することへの挑戦とともに、市民サービスの向上という今までと変わらない大切な取組を進めていくこととしております。

参考資料として、令和4年度当初予算要求の事業予算調書というものをお示ししております。本様式は、予算を要求する際に作成している様式ですが、真ん中より少し上段左側に評価・検証チェック項目と記載があります。予算を要求する際には、本チェック項目を確認し、適正な予算要求かを市内部で確認しております。

市の自己評価・現状把握としては、行政評価の仕組みについては、継続して検討していきませんが、本章に規定する行政運営の各事項については、条例の趣旨のとおり遂行していると考えております。なお、行政評価の取組として、行政評価の視点で総合戦略に基づく幅広いまちづくり事業へのKPIに対する戦略懇話会の評価を得るなど客観的な視点での評価とフィードバックや予算編成における部内評価から市長査定までの各過程を通して多角的な見地から事業を評価検証しております。以上です。

【佐藤会長】

ありがとうございます。第5章の前半部分ですね。第13条から第18条までです。解説も含めまして何かご意見ありますでしょうか。

<「特になし」の声>

【佐藤会長】

特にございませんか、また何か、お気づきの点があれば次回にでも教えていただければと思います。それでは、第5章②についても説明をお願いいたします。

【事務局（芳賀主査）】

第5章 行政運営の原則②についてです。資料7は6ページ、資料4は13ページからご覧ください。条例第19条は財政運営、第20条は組織編成、第21条は職員育成、第22条は行政手続、条例第23条においては危機管理について規定しております。

主な取組事例としては、市では、統計資料として「石狩市の財政」を毎年発行しているほか、予算や決算の情報を市のHPで公表するとともに、年に2回、広報でも財政状況をお知らせするなど、市民への積極的な情報提供に努めてきました。

組織編成については、平成30年度以降は、新型コロナウイルス感染症対策課、行政改革・DX推進課などを新たに設置し、住民サービスを効果的かつ効率的に実施することができる体制の確立に努めてまいりました。

人材育成については、「平成26年度に策定した「人材育成基本方針」に基づき、市民との信頼の上に協働を実践し、自立的に変化を見極め、課題に立ち向かう職員を育成するため、毎年「職員研修実施計画」を策定して、新規採用職員・若手職員・管理職職員などの職階に応じた研修や、法務・税・政策などの専門研修のほか、手話や市の歴史、メンタルヘルスや健康管理などの研修も行っています。

危機管理については、東日本大震災や平成30年9月に北海道を襲ったブラックアウト等の経験から、さらなる防災機能の強化が重要視され、令和3年度からは本庁舎及び両支所への非常用自家発電設備を整備し、災害時の体制強化を図っております。

市の自己評価・現状把握としては、行政運営の各事項については、条例の趣旨のとおり遂行していると考えております。参考資料として、「石狩市の財政2021」をお持ちしました。ホームページで公表しているものであり、グラフや図などを用いてわかりやすい表現を用いております。また、「石狩市地区防災ガイド」は、見やすくカラーで図示しており、手話動画で内容を確認できたり、多言語表記を用いるなど、より多くの方が見やすい資料となっております。さらに、資料に記載した本庁舎非常用自家発電施設整備とは、お手元にある写真となります。本庁舎裏の職員駐車場の横に配備しております。また、裏面には来客用駐車場付近に現在建設中であり、備蓄倉庫のイメージ図をお示しさせていただいております。いつ発生するかわからない災害に備えるために、危機管理体制をしっかりと整えておかねばならないと考えております。

平成29年度懇話会で出された意見としましては、ワークショップで出た「いじめや児童虐待などの今日的課題には23条はカバーできない。」という意見に対し、「総合的な危機管理」と包括的な表現をしているため、変更は必要ないと考えたところであります。また、危機管理上、個人情報保護の観点から支援が必要な情報が共有されておらず、機能するか不安という声があり、個人情報の活用方法について、町内会等とも連携しながら検討した方が良いという意見がありましたことを報告いたします。以上です。

【佐藤会長】

ありがとうございました。それではただ今第5章の後半部分、第19条から第23条まで、解説も含めまして、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

【羽田委員】

第20条の組織編成の条文ですが、市の組織のことだけ書いてあるんですけど、市の組織の中に民間に委託しているところとか指定管理しているところがあると思うんですけど、その部分の連携についても何も書いてないんですけど、その都度選定されるようなものなので、この中に包括しているのかなとは思いつつながら、そんなこと今まで一度も気にしたことなかったんですけど、そういうところが増えていきますし、実際にこの表現に何かプラスすることはないのかなと、ちょっと思っています。自分も指定管理受けているということもあるんですけど、すごく連携って難しいんですよね、そういう意味では。情報がうまく共有されない事実が、私の何回も経験しておりますけれど。市の組織とは違うから、別なのか。市の事業を受けていることは確かだと。組織編成でもないのかなと思いつつながら、表現で何かないかなと思ったんです。

【事務局（小鷹部長）】

ざっくりアウトソーシングの大きい部分で言いますと、例えば水道事業だとかの管理、あと認定こども園関係はちょっと大きいですよ。あとは細かく言うと地域包括系になります。組織の中の事業の、というような感じですか。

【羽田委員】

組織全体。例えば、館一館でやっているようなところもありますからね。

【事務局（小鷹部長）】

水道なんかもすごく大きいですよ、水道事業そのもの自体ですから。

【佐藤会長】

なかなか難しい視点なんですけれども、それを市の組織と言うかどうか。指定管理者とかその他の話になっていきますと先なんですけども第28条あたり、「市民以外の個人、法人、団体等との協働及び連携関係を深め、」とあります、そこと絡んでくるのかどうか。ただ指定管理はいろいろパターンがあり得るので、難しい。

【羽田委員】

どのように書くか、書かなくてもいいのかどうなのか、微妙な部分かと思って聞いてみたんです。

【佐藤会長】

ここに含めるかどうかという問題とまだ後半の議論になりますけれども、25条、26条、28条あたりとの絡みで考えるのか、と思うんです。

【事務局（宇野課長）】

ここは執行機関を想定した「組織」で、指定管理は手法ですので、そこを組織というところで、含めて話していいのかというところが、組織と手法という中でいうと、この部分では、運営する市の組織の規定をしている部分なのかなというふうには考えられます。

【佐藤会長】

そうですね。ここは市の本体の組織の話。

【事務局（小鷹部長）】

会長の言われた第 28 条の方だったら。

【渡邊教円委員】

今の説明で、いいんじゃないですか。

【佐藤会長】

「市の組織」ということですよ。ただ羽田委員のおっしゃったことも、比較的新しい課題になり得ることだと思いますので、次回あたりまでに少しまとめてきていただけますでしょうか。第 20 条はあくまでも市の本体の組織、執行機関の組織であると捉えていくということではいかがでしょうか。これもまた次回、もしいろいろ考えた末にご意見あれば別ですけれども。ほかに何かあれば、ございますか。

<「特になし」の声>

【佐藤会長】

もしよろしければ、自治基本条例の見直しについての議題（1）の部分は、今日の予定の第 5 章まで、見直し皆さんから貴重な意見を幾つかいただきました。それについて今ここでは、もう 1 回まとめることはいたしませんけれども、議事録等を参考にしながら、文章や案文を考えるとところもございまして、そういうところについては次回再度お示しいたしまして、検討していただくことにしたいと思います。それではですね、条文の見直しについては今日のところは以上したいと思います。

それでは「（2）ワークショップについて」、これについてご議論いただければと思うんですが、先ほどの第 1 回の懇話会での意見についてはお話しいただきましたので、今日は何をするのかということについて、事務局の方から説明をお願いいたします。

【事務局（芳賀主査）】

それではワークショップの開催についてご説明したいと思います。資料 9 をご覧ください。第 1 回目の懇話会では、市民への自治基本条例の啓発と、条例検証の参考とするため、ワークショップを開催することと、実施方法といたしましては、佐藤会長による基調講演と、市民によるワークショップの形式で実施すること、の 2 点について決定をしていただきました。本日の懇話会では、開催日と、前回委員の皆様から頂いたご意見を踏まえまして、参加者の募集に関しまして、ご審議をいただきたいと存じま

す。

まず、開催日についてですが、休祭日の開催を前提とし、懇話会から「見直しの可否に関するご提言」を11月中にいただきたいと考えておりますことや、9月には市のイベントが多いこと、また、講師をご依頼する佐藤会長のご都合等を考慮し、10月2日（日）の開催としたいと考えております。懇話会委員の皆様には、ご都合のつく方は、オブザーバーとして参加、見学していただければと存じます。

次に、参加者についてでございますが、平成29年度に実施した際は、定員を20名として募集し、結果17名の参加で実施いたしました。前回の懇話会でのご意見を踏まえ、幅広い年代から、前回よりも多くの参加者を集めることを目標とし、定員を30名に設定したところでございます。ワークショップ形式は、グループによる、話し合い、討論を主体に進めますが、一人のファシリテーターで対応できる、1グループの人数が7名程度までで、リモート参加を含めた方式だと、もう少し少人数が望ましいとのことですので、1グループ6名を基本とし、6名×5グループ＝30名としております。当初、ファシリテーター4名、25名程度の参加者を見込んで、予算措置しておりましたが、今回、ファシリテーターを1名増員する方向で、考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、参加者の構成、募集用法につきましても、懇話会のご意見を踏まえまして、一般募集20名、日本語能力がある技能実習生、外国人枠1名から2名、記載の団体に8名から9名声掛けしたいと考えております。

一般募集につきましては、リモートによる参加もできることとし、市ホームページ、広報いしかり、あい・ボード、石狩市公式LINEなどのSNSで周知いたします。外国人枠につきましては、社会福祉協議会、久保田委員にご協力をいただきたいと存じます。団体枠へのお声かけにつきましては、委員の皆様にもご協力をお願いしたいと存じます。初めにあった基調講演のテーマについて、今後、佐藤会長と打ち合わせをさせていただき、以後の懇話会でご説明いただきますが、初めに、佐藤会長からお話があったように、自治基本条例のレクチャーを含む内容になると考えております。以上、開催日、参加者と募集について、ご審議お願いいたします。私からは以上です。

【佐藤会長】

ありがとうございます。資料9でございますね。まず日程について決め打ちで申し訳ないのですが、市の都合、私の都合からしまして、この日しかないということになりまして、10月2日。

【羽田委員】

ずらせないですね。日程は決めですね。

【佐藤会長】

はい。

【羽田委員】

言ってみれば日曜日は一般市民にとって非常に貴重な時間なんですよ。日曜日でしかやるしかないとは思っているんですが、時間をちょっと工夫していただければ。なぜこういう事を言うかという、ちょうどこのころは、農業者が一番忙しい、収穫時期で。うちは落花生の研究会をやっておりますので

収穫真っ最中でして。ほぼスタッフが全部出ておりますので、なかなか参加することは難しい。リモートで屋外からでもいいのなら、もしかしたらできるかもしれないけど。時間的に午前中になってくると相当厳しいかもしれませんね。

【事務局（宇野課長）】

いまのところ、午後帯を想定しております。

【羽田委員】

午後帯でちょっと落ちついた時間でやれば参加できるかなと思ったりもするんですが、一応佐藤会長に言っておくと落花生が石狩市の農産物に認定されたということですので、うちもちゃんと力を入れなければいけないことになっておまして。

【佐藤会長】

ただ平日に声を掛けるとなるとなかなか。

【羽田委員】

土曜日曜はもう。

【佐藤会長】

どこをとっても難しいですね。

【羽田委員】

相当厳しいですね。

【佐藤会長】

ですよ。

【羽田委員】

平日だったら、一般の人が参加しづらい。

【佐藤会長】

そうなんです。

【事務局（芳賀主査）】

時間帯は今のところ想定しているのは午後1時から4時くらいの時間です。

【佐藤会長】

厳しいですかね。

【渡邊教円委員】

先生と市の都合がもうそこしかない、ピンポイントであれば、それは仕方がないんじゃないですか、ここで我々が議論しても。

【羽田委員】

仕方がないですね。

【佐藤会長】

9月あたり10月にかけての日曜日という大変申し訳ないのですが、すでに予定が入っていて、空いているのがこの2日しかなくてですね。

【渡邊教円委員】

仕方がないと思いますよ。あとは、出ていただける方をお願いするか。

【久保田委員】

前回の懇話会でも先生のご都合あるいは事務局のすり合わせをするということで、案を出していただいたんで、渡邊教円委員の意見と同意見です。

【羽田委員】

私が出たいということではなくて、うちのスタッフを出したいとずっと思っていて、それが主力なものですから、厳しいなど。

【事務局（宇野課長）】

なかなか意に沿えず、申し訳なく思っております。

【羽田委員】

雨が降れば参加できますが。

【佐藤会長】

なるほど、雨が降れば参加できるかもしれないと。いろいろ出てきましたけども何とか10月2日でお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。構成については前回いろいろご意見いただきましたので、それに沿って、構成を考えておりますけれどもいかがでしょうか。

<「異議なし」の声>

【佐藤会長】

よろしいですか。ありがとうございます。周知方法についても前回のご意見をいただきました方向で

考えておりますので、これで問題ないかと思うんですが、いかがでしょうか。SNS 等でも呼びかけるということでございます。

【渡邊教円委員】

久保田委員、外国人というのはN3くらいですか？

【久保田委員】

N2クラス(注)です。グループワークに参加できる能力があるというふうに判断した方を。

注) N3, N2は外国人技能実習生の日本語能力試験のレベルを示すもので、基本的な日本語をある程度理解できるN5から新聞社説をほぼ理解でき幅広い場面で日本語を理解できる最も高度なN1までの5段階に分かれている。

【渡邊教円委員】

お願いします。

【佐藤会長】

ありがとうございます。そのようにお願いします。

【久保田委員】

一点、確認させていただきたいんですが、一般募集の中で、年齢の制限は特に設けない予定ですか。SNSの若者ということがあるんですけど、例えば中学生だとか高校生が、意識高い人がいて、自分の将来のまちづくりにということに参加してきても、それはウエルカムというか大丈夫でしょうか。

【佐藤会長】

条例の趣旨で言うと、むしろその方がよろしいんじゃないでしょうか。

【事務局（宇野課長）】

条例の趣旨で考えても問題ありません。

【佐藤会長】

それでよろしいでしょうか。

【久保田委員】

はい。

【佐藤会長】

それでは、大変申し訳ないのですがこの日程と要領で、ワークショップを開催したいと思います。続きまして、その他とあるんですが、次回の懇話会の日程を決めようと思うのですが、8月下旬でということ市から伺っておりまして、これまた私の都合で大変申し訳ないのですが、8月29日、あるいは

その前の25日、26日であれば大丈夫なのですが、市の方はいかがですか。

【事務局（宇野課長）】

25日か29日であれば大丈夫です。

【佐藤会長】

25日か29日ということで。

<「29日の方がいい」という声>

【事務局（宇野課長）】

29日の方がよろしい方、挙手をお願いいたします。

<挙手多数>

【佐藤会長】

多いですね。ありがとうございます。29日ということで時刻は18時からよろしゅうございますね。

【事務局（宇野課長）】

場所はまたお知らせの時に追ってお知らせいたします。

【佐藤会長】

それでは、次回日程は8月29日18時からとしたいと思います。その他、事務局の方で何かございますか。

【事務局（宇野課長）】

特にはないです。

【佐藤会長】

以上を持ちまして第2回石狩市自治基本条例懇話会を終了いたします。本日はお忙しい中、ありがとうございました。

2022年8月22日 議事録確定

石狩市自治基本条例懇話会

会長 佐藤克彦